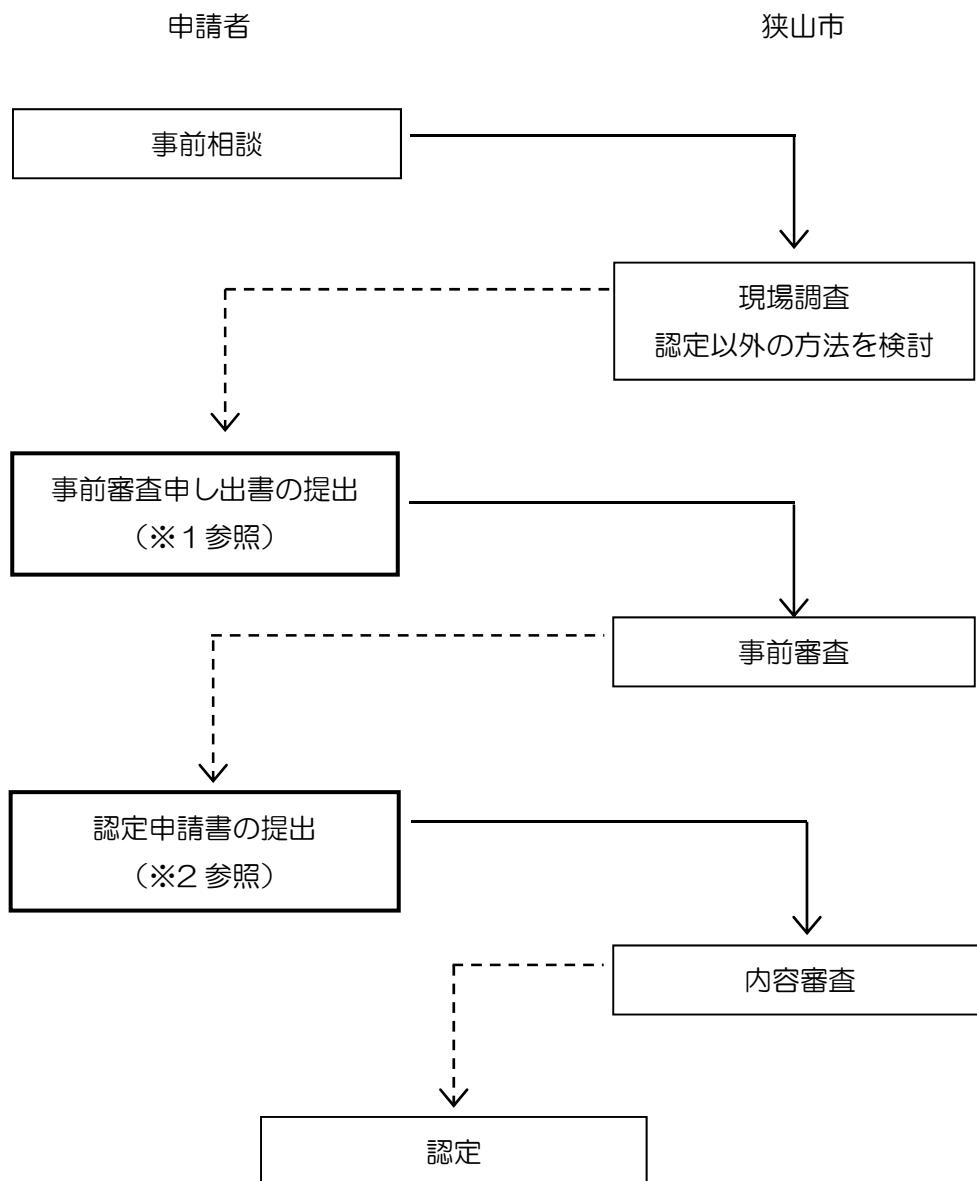


建築基準法第43条第2項第1号認定に係る手続き

1. 手続きフロー



2. 事前相談

敷地及び道について分かる資料（公図、測量図等）と、建築予定の建築物の主要用途、規模等が分かる資料をご用意の上、建築住宅課へ相談してください。

3. 事前審査申し出書の提出（※1） 一部

以下の書類を、建築住宅課に提出してください。

- 事前審査申し出書（書式1）
- 建築基準法第43条第2項第1号認定申請書（法令様式）
- 付近見取図
- 建築計画の敷地求積図、建物求積図、配置図、平面図、立面図（二面以上）、断面図
- その他許可に関して必要な資料
 - ・公図 等

4. 認定申請書の提出（※2） 正副二部

以下の書類を、建築住宅課に提出してください。

- 建築基準法第43条第2項第1号認定申請書（法令様式）
- 建築理由書
- 付近見取図
- 建築計画の敷地求積図、建物求積図、配置図、平面図、立面図（二面以上）、断面図
- 委任状（申請者が委任する場合）
- その他許可に関して必要な資料
 - ・道路全体、周辺建物等の状況を表した図
 - ・公図の写し
 - ・土地登記簿謄本
 - ・建物登記簿謄本
 - ・関係者の承諾書（参考様式）
 - ・その他必要な図書
- 位置指定道路の基準に適合する通路とする場合は「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準について」に定められた必要書類

5. 手数料

法第43条第2項第1号の規定に基づく認定申請に対する審査

27,000円

※認定に至らなかった場合でもご返金できません。

狭山市役所 都市建設部建築住宅課
[TEL:04-2953-1111](tel:04-2953-1111) (内線 2171・2172)